

令和 8 年 7 月 1 日 (水)
午前 8 時 45 分～ 9 時 30 分
庁議室

令和 8 年度 第 11 回 庁 議 次 第

議 題

○ 報 告 事 項

① 令和 8 年度事務技術職の係長職昇任試験の実施について

(人事課)

○ そ の 他

事 務 連 絡

令和8年7月1日

各所属長 殿

総務部長 石 丸 明 子

令和8年度事務技術職の係長職昇任試験の実施について

このことについて、下記のとおり事務技術職の係長職昇任試験を実施します。つきましては、貴所属職員に周知されますとともに、勤務の割り振り等に特段のご配慮をお願いします。

詳細については、別添の実施要領をご覧ください。

記

1 受験資格及び受験資格の適用外

別添『令和8年度国分寺市事務技術職の係長職昇任試験（第2回）実施要領』を参照のこと。

2 試験内容

試 験 日 時	令和8年9月5日（土） 午前9時00分から正午のうち指定する時間（別途通知）
試 験 会 場	国分寺市役所 3階 会議室（予定）
試 験 科 目	面接試験
面 接 試 験 内 容	係長職としての判断力、指導力、積極性、責任感等について面接する。
配 点 及 び 合 格 基 準	事前課題 50点／面接試験 100点／その他の評定 50点 合格基準 各試験で6割程度以上

3 申込手続

方 法	別添の「申込書兼受験票」及び「事前課題シート」を作成し、申込期間内に人事係（組織）に庁内メールで提出してください。
申 込 期 間	<u>令和8年7月1日（水）から令和8年8月28日（金）午後5時まで（厳守）</u>
受 験 票 等	受付後、「申込書兼受験票」を庁内メールで交付しますので、面接試験の受付時にご自身の受験番号がわかるようにしてください。 また、令和8年9月2日（水）午後5時までに面接試験の集合時間を庁内メールで通知します。

4 結果通知等

- (1) 合否にかかわらず、令和8年9月18日（金）までに受験者全員に文書で通知します。
- (2) 不合格となった受験者には、昇任試験の得点（事前課題、面接試験及びその他の評定）の内訳及び順位をお知らせします。
- (3) 昇任試験に合格した方は、昇任候補者名簿に登載し、所属及び氏名を庁議にて公表します。
- (4) 昇任者の決定は、昇任候補者名簿登載者の中から適材適所の配属を考慮した上で高点順に選択して実施します。昇任者の発表については、人事異動内示通知により行います。

問い合わせ：総務部人事課人事係 北村
(内線4101／外線042-312-8686)

令和8年度事務技術職係長職昇任試験（第2回） 申込書兼受験票

基準日（受験資格）： 令和9年3月31日

受験番号		受験資格	
職員番号		氏 名	
生年月日			
年 齢	満 歳 【令和9年3月31日現在】		
所 属			
主 任 職 昇 任 日			
主 任 職 年 数	年 か月 【令和9年3月31日現在】		

※太枠線内を入力または選択すること

面接試験	集合日時：令和8年9月5日（土） ※集合時間は別途通知 集合場所：国分寺市役所 3階 会議室306 トマト
	持 ち 物：申込書兼受験票（受験番号が分かるものがあれば不要）

- 提出方法：人事係（組織）にメール送信
- 提出期限：令和8年8月28日（金） 午後5時まで（厳守）

受 付 日

係 長 職 昇 任 試 験 事 前 課 題 シ ー ト

職員番号		氏 名		職 務 名		主任昇任日	
現 所 属						在職年数	年 月
担当業務							

1	これまでの職務経験における取組と成果を具体的に述べてください。（400字以内）
文字数： 0 字	
2	係長職への昇任を目指す理由を述べてください。（400字以内）
文字数： 0 字	
3	係長職に期待されている役割と行動について、あなたの考えを述べてください。（400字以内）
文字数： 0 字	
4	係長職として市政発展のために重点的に取り組みたいことを述べてください。（400字以内）
文字数： 0 字	

令和 8 年 6 月 23 日

市長決裁

令和 8 年度国分寺市事務技術職の係長職昇任試験（第 2 回）実施要領

（目的）

第 1 この要領は、職員の職務名等に関する規則（昭和 49 年規則第 27 号）第 2 条（職種及び職種名）に規定する事務技術職の職員を国分寺市組織規則（昭和 48 年規則第 21 号）第 5 条（職の設置）に規定する係長職に昇任させるに際して行う昇任試験について、必要な事項を定めるものとする。

（試験の対象となる職）

第 2 国分寺市組織規則の規定による係長の職とする。

（受験資格）

第 3 昇任試験の受験資格者は、令和 8 年度において、事務技術職の主任職にある職員であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和 8 年度末において、主任職としての在職歴が 5 年以上ある者
- (2) 令和 8 年度末において、主任職としての在職歴が 2 年以上あり、かつ、満 35 歳以上の者

（受験資格の適用外）

第 4 第 3 の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、昇任試験を受けることができない。なお、基準日は令和 8 年 7 月 1 日現在とする。

- (1) 基準日現在休職を命ぜられている者
- (2) 基準日の属する年度に退職する者
- (3) 他団体から派遣されている者
- (4) 令和 8 年度国分寺市事務技術職の係長職昇任試験（第 1 回）を受験し、不合格となった者

（試験の実施）

第 5 昇任試験の実施については、必要に応じて市長が定める。

（試験日等の通知）

第 6 市長は、昇任試験の日程、受付期間、試験の内容等について、当該試験

のおおむね1月前までに公表するものとする。

（受験手続等）

第7 昇任試験を受けようとする職員（以下「受験者」という。）は、受付期間内に係長職昇任試験申込兼受験票に必要事項を記入し、人事課人事係に文書により提出しなければならない。

2 人事課は、前号の規定により係長職昇任試験申込兼受験票の提出があった職員に受験票を交付するものとする。

（試験の内容）

第8 昇任試験の内容は、事前課題、面接試験及びその他評定とする。

（試験の方法）

第9 昇任試験の方法は次のとおりとし、これらの結果を総合して合否を決定するものとする。

- （1）事前課題は、事前に公表された課題について、事前課題シートを作成し、事前に指定された日時までに人事課に提出すること。
- （2）面接試験は、係長職としての判断力、指導力、積極性、責任感等についての内容の口頭試問とすること。
- （3）その他の評定は、試験実施年度の直近3年度の人事考課の結果その他の勤務実績をふまえて評価すること。

（採点配分）

第10 昇任試験の採点合計は、200点とし、その配分は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）事前課題 50点
- （2）面接試験 100点
- （3）その他評定 50点

（合格点）

第11 合格基準は、第10に規定する採点配分の各々6割を目途とする。

（結果通知等）

第12 市長は、昇任試験に係る合否の決定をしたときは、次の措置をとるものとする。

- （1）合格した受験者については文書で通知するほか、不合格となった受験者

については得点（事前課題、面接試験及びその他の評定）の内訳及び順位を通知すること。

(2) 昇任試験に合格した者は、係長職昇任候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載し、庁議で発表すること。

(3) 昇任試験に合格した者に対しては、係長職として必要とされる資質の向上を図るための研修等を実施すること。

(4) 昇任試験の不合格者に対しては、個別に面談させるなど当該受験者に必要とされる知識や能力等について助言及び指導を行うこと。

（昇任後の配属）

第 13 昇任後の配属は、候補者名簿登載者の中から当該名簿登載者の適性を考慮し、また、事前に聴取した配属についての本人希望を勘案し、適材適所の配置に努めるものとする。

2 昇任者の発表は、人事異動内示により行うものとする。

（その他）

第 14 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、市長決裁の日から施行する。